

令和 7 年 6 月 26 日

警 察 庁

令和 6 年度における留置施設の巡察の実施状況について

1 概要

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第19条の規定に基づき、全国134の留置施設に対して巡察を実施した。

2 主な指摘・指導事項

- 署長等幹部による巡視の状況について確認したところ、一部において、特別要注意者又は問題被留置者が指定されている場合における巡視の懈怠が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 危険物対策の状況について確認したところ、一部において、衣服や寝具に不備が認められたことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 特別要注意者又は問題被留置者への対応について確認したところ、一部において、警察本部への報告や指定に基づく処遇がなされていなかったことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 医療を必要とする被留置者への対応について確認したところ、一部において、必要な医療上の措置が執られていなかったことから、改善措置を講じるよう指示した。
- 精神障害者又はその疑いのある被留置者への対応について確認したところ、おおむね良好な結果であった。

3 今後の取組

令和 7 年度は、令和 6 年度の巡察結果等を踏まえ、令和 5 年12月の通達改正に関する教養実施状況を重点的に確認する。